

令和3年度（第8回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和3年11月10日（水）

第8回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和3年11月10日(水) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

- | | |
|--------|--------------------------|
| 議案第50号 | 農地法第2条の農地でない旨の証明願について |
| 議案第51号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第52号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第53号 | 農地法第3条の規定による買受適格証明願について |
| 議案第54号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第55号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第56号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第57号 | 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について |
| 議案第58号 | 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について |
| 議案第59号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第60号 | 古座農業振興地域における農用区域の除外について |
| 議案第61号 | 串本農業振興地域における農用区域の除外について |
| 議案第62号 | 串本農業振興地域における農用区域の除外について |
| 議案第63号 | 串本農業振興地域における農用区域の除外について |
| 議案第64号 | 串本農業振興地域における農用区域の除外について |
| 議案第65号 | 古座農業振興地域における農用区域の除外について |
| 議案第66号 | 串本農業振興地域における農用区域の除外について |
| 議案第67号 | 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について |
| 議案第68号 | 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について |
| 議案第69号 | 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について |

出席委員

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1番 尾鷲壽夫 | 2番 小山喜行 | 3番 坂本渡 | 4番 芝崎憲年 |
| 5番 柴田明夫 | 7番 角是明 | 8番 中筋雄四郎 | 9番 中村省一 |
| 10番 西謙讓 | 11番 東地寧司 | 13番 増本昌弘 | 15番 宇井良子 |
| 16番 地當久男 | 17番 杉本百男 | 19番 堤和之 | 20番 深美剛一 |
| 22番 山田定男 | | | |

欠席委員

- | | |
|----------|----------|
| 14番 山下敏文 | 21番 山崎啓司 |
|----------|----------|

出席職員

事務局2名 濱地、岡内

議長	<p>(西会長 挨拶)</p> <p>それでは、欠席者以外全員が揃いましたので始めたいと思います。本日もお忙しいところ定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。季節のほうはどんどん進んで行っておまして、あの夏の異常な暑さは何だったんだというような感じのするこの頃ではありますが、これからもどんどんと気温のほうは下がってまいります。そうすればコロナ、これが今はちょっと小康状態と言いますか、ちょっと落ち着いて少なくなっておりますけれども、気温が下がってくればまた感染が拡大するという専門家の話もございますのでちょっと心配しているところであります。</p> <p>それでは、本日は議題が多いので早速本題に入って行きたいと思います。本日の欠席届が出ている方は、14番 山下委員、21番 山崎委員の両名です。それから署名委員には、5番 柴田委員、8番 中筋委員、ご指名いたしますので、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>それから議案の関係で議案第51号ですが、これは申請者本人から取り下げの申請がありましたので取り下げになりました。それと、宇井委員は本日2時半頃から用事があるということですので、時間になれば退席されるということになります。</p> <p>では、本日審議していただく案件は19件で、内3件が協議事項になっています。それでは、早速、議案審議に入って行きたいと思います。</p> <p>議案第50号農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題いたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
東地委員	<p>はい、11番 東地です。</p>
議長	<p>はい、11番 東地委員。</p>
東地委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につ</p>

	<p>きまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第50号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第50号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、第51号は取り下げになっています。次、8ページです。議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続いて、現地調査報告をよろしくをお願いします。</p>
谷本委員	<p>はい、6番 谷本です。</p>
議長	<p>はい、6番 谷本委員。</p>
谷本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>ちなみに最低面積には足りていますか。</p>
事務局	<p>この方自身の所有農地はありませんが、母親名義の農地がありますので、1,000㎡は超えています。</p>

議長	母親というのは、存命の方ですか。
事務局	そうですね。
議長	農業はやっておられる方ということですね。 それでは、議案第52号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第52号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第53号農地法第3条の規定による買受適格証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願いたします。
中村委員	はい、9番 中村です。
議長	はい、9番 中村委員。
中村委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 この案件は前回かな、〇〇〇の人も同じ適格証明願を提出して、それを受けてここで審議されて承認されたその土地です。それで今回、地元の方が新たに参加したいという、入札に参加したいという事での申し込みであります。
小山委員	はい。
議長	はい、2番 小山委員。

小山委員	前の入札は不成立だったんですか。
事務局	前々回に却下になった〇〇〇の方の時は、9月14日が入札の最終日だったんですが、誰も参加せずに流れてしまいました。今回は、11月16日が入札日に設定されましたので、本日ここで承認されれば前回の〇〇〇の方とこの方のお二人が入札に参加するという形になります。
議長	どうなるかは分かりませんが、地元の方に耕作してもらうのが一番良い気がしますけれどね。まあ、そういう事です。
議長	それでは、他に質疑のある方はおられませんか。 (なしの声)
議長	はい、なければお諮りをいたします。 議案第53号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第53号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくをお願いします。
山田委員	はい、22番 山田です。
議長	はい、22番 山田委員。
山田委員	(現地調査報告)

議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第54号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第54号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告のほうをよろしく願いいたします。</p>
堤委員	<p>はい、19番堤です。</p>
議長	<p>はい、19番堤委員。</p>
堤委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局のほうから説明する点について何かありますか。</p>
事務局	<p>そうですね、前の申請から変更している点について、堤委員のご報告の中にもありましたが、芝生敷きにするという点が資材置き場と駐車場ということで変更されています。それから小さな倉庫も置くという内容になっています。その理由としましては、今、〇〇のほうにも〇〇〇〇の事務所がありますが、そこが手狭になって来たという理由で資材等を置くスペースとして利用したいという、この〇〇の土地を資材置き場と駐車場とし</p>

	<p>て利用したいという内容になっています。申請書にはそのように書かれています。〇〇の事務所からもちよつと距離がありますのでその点についてもどうかという所だと考えます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、皆さんのご記憶にあると思いますが、2度ほど申請が出てきまして、却下になった経緯がございます。申請の度に内容がころころ変わっていきまして、今回も内容を変更しての申請となっています。ただ土地を取得する目的で色々と手を変えて来ているようにも感じます。そういった事も踏まえてですね、皆さんに議論していただければと、このように思います。</p>
小山委員	<p>はい、2番。</p>
議長	<p>2番、小山委員。</p>
小山委員	<p>ここは坂道になっているし狭い気がするけど、車でスッと入ることは出来るのかな。</p>
議長	<p>確かにあそこの入り口にそんな道幅があるんでしょうかね。</p>
事務局	<p>前に現場に行った時に軽トラが入っていたのは見たことがあります。</p>
議長	<p>軽トラ程度ならまあ入れるという、そういう状況ですけど。</p>
小山委員	<p>県道まで道を広げれば入って行けると思うけれどね。</p>
議長	<p>まあ何とかしてどうしてもこの土地を手に入れたいんでしょうね。それでは、他にご意見はございますか。</p>
小山委員	<p>やっぱり難しいと思うね。</p>
議長	<p>しかし、断るにしてもその理由というのがね。</p>
堤委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、堤委員。</p>

堤委員	<p>これはちょっと余談になるんですが、先日、別の用事があって〇〇さんに会ったんです。この件に反対をされている〇〇〇の社長さんですが、彼と話をすることがありまして、この向こうの社長さんと〇〇さんの会社の株主さん達とで一応話し合いをしたという事で、前回の時に配布された確認書みたいな書類がありましたよね。その書面の中で農地としてしか利用しないという約束を取り付けてあるという、そういうお話らしいんですよ。ただそれが、双方が判を押した書類という物ではなくて、その内容の話し合いをしましたという確認の書類ということですが、そういう物があれば反対する材料になるのか、事務局の方、どうでしょうか。向こうの社長は、もう農地としてしか使わないという、そういう話をされたという事らしいのですが。そういう約束じゃないですけど、家に帰って前回の書類を見てみたらやはりその農地でしか使わないという風に書いてありました。ただ、ハンコを押して書類にしていた訳では無いので何とも申し上げられないところなんですけれども。そういう状況だという事を説明しておいてくれというお話でした。</p>
議長	<p>農地として、というのは隣接地のことなのか、それともこの土地のことなのか。申請地を農地として使うという話なのか、前に申請してきた時の話なのかどちらでしょうか。</p>
堤委員	<p>今回の申請のこの土地の全部ですね。</p>
議長	<p>これも含むという事ですね。</p>
堤委員	<p>あの一帯の、買収して買ってきている所の全てですね。</p>
議長	<p>それで行くと、今回の話はおかしいんじゃないでしょうか。申請の内容は農地としての利用では無いように思いますが。</p>
事務局	<p>その点についての所が、口約束のようなもので書面を交わしている訳ではないというお話なのかなと思います。</p>
議長	<p>ちょっとおかしいような感じがしますがね。</p>
事務局	<p>今のお話だとちょっと変ですね。</p>

議長	<p>一応、話がついているということですか。</p>
堤委員	<p>この間いただいた書類には、購入した土地は農地以外には使用しないですといった口約束をしたというかそういう話を書いてありました。それで、この前お会いした時に資材置き場とかそういうものに使いますよという申請が来ていますと言ったら、いや、それは成り立たないでしょうという、話し合いをして農地としてしか使わないと約束したのだからそれはちょっとおかしいんじゃないかというお話をされていました。</p>
議長	<p>口約束であっても話がついているのなら判断の仕方も変わってくると思います。今のお話であればちょっと違うのかなと。</p>
堤委員	<p>前回ここで皆さんに審議していただいて、その当事者である〇〇〇の社長であるとか地元の人たちとかとの和解というか、話し合いが進んでいればここでも話が出るという事だったと思います。それが、書類でもらったその農地でしか使用しないという事で話がついているので、この間の話の中では使用目的が違うと、そういう内容で出して来たなら話が違うぞという事です。</p>
事務局	<p>今回の申請の中で、別添資料に今回の転用に至る経過書というのが付いています。そこには〇〇〇番〇と〇〇〇番〇については、自然環境に配慮した土地の保全に努めるものであり今後、新たな開発する事業はいたしませんということで関係者に説明を行い、理解を得られました。という先ほどの堤委員の説明にあった内容が書かれています。そしてその後に、上記の農地については、農地転用の申請をいたしますという風に書かれていまして、ちょっと良く分からない内容でしたので出していませんでした。土地の保全に努めますと言いつつ、最終的には資材置き場に転用しますというのが矛盾しているようにも感じられましたので。</p>
議長	<p>農地として手に入れることが出来ないならば、転用しか無いからね。 皆さん、今の説明を受けまして、何かご意見はありませんか。これについては、地元の人たちとの話がつけば農業委員会としては承認するというスタンスだったんですけど、一応の話はついたという事で事務局の方へは文書が来たんですが、担当委員のほうから話が違うという報告がありましたので、また判断に迷う状況になってしまったような感じがします。</p>

	皆さん、どういたしましょうか。
柴田委員	はい。
議長	5番、柴田委員。
柴田委員	堤さんのお話で、農地以外として使わないということで地元と話をしているという事であれば、この資材置き場としてという内容で、もし我々が承認したのならば話が全然違うし、矛盾していると思いますね。
議長	そうですね。
柴田委員	ここで承認してしまうと、地元の人意見とは全く違ってしまうという事になります。これはちょっとおかしいのかなと思います。この文章どおりにする事しか出来ないんじゃないでしょうか。
議長	確かに、その点について皆さんはどう判断されますか。
中村委員	9番、中村です。
議長	はい、9番 中村委員。
中村委員	これは、農地を5条で買うという話ですね。隣接の同意は取ってあるんでしょうか。前は農地みたいな、芝生にするという内容で同意書がありましたが、今回は資材置き場ですので、住宅を建てるとかと同じような完全に転用する内容になっていますので、その事について所有者に説明なりをする必要があるのではないのでしょうか。
議長	それは必要ですね。
中村委員	これまでも転用申請という事でこういう問題になって来ていますので、その同意書が必要なのではないかと思います。確認できますか。
議長	事務局、どうでしょうか。
事務局	同意書については、前回、前々回と同じものが添付されています。

中村委員	<p>申請内容が変わっていますので、別の同意書を出してもらう必要があるのではないのでしょうか。申請理由が同じであれば前の同意書でも構わないと思いますが、今回は内容が変更されています。同意書も新たに取ってもらうべきだと思います。</p>
議長	<p>隣接農地所有者の同意書が無いという点については、ちょっと具合が悪いように思いますが、事務局、どうですか。</p>
事務局	<p>申請書の添付書類として隣接農地所有や耕作者の同意書の添付をお願いしていますが、同意書の添付が無い事だけを理由に却下にするというのは難しいかと思えます。</p>
議長	<p>しかし、やはり同意書は必要ではないのでしょうか。今のままでは、この申請内容について隣接所有者への説明をしているのかも分かりませんので。事務局からこういう書類も提出して欲しいという願いをして、またその間にもう一度話し合いをしてもらって方向を決めてもらうようにという事でいかがでしょうか。</p>
堤委員	<p>向こうの社長と、社長同士でという事ですか。</p>
議長	<p>双方の言い分が違うようですし、それに同意書の件もあります。そこでお互いに合意したという事であればここで決定できるんじゃないでしょうか。そうなれば農業委員会として断る理由は無いかと思えます。</p> <p>そういった事で事務局、どうでしょう。何か難しい点はありますか。</p>
事務局	<p>結果としてはどういう形で処理すれば良いのでしょうか。</p>
議長	<p>今回は、まず同意書が前回と違う内容なのでこれでは具合が悪いと、それが一点。それからまた堤委員から〇〇さんに説明してもらって、向こうの社長さんともう一度話をしてもらいたいと。それで計画が決まって、合意があったならばここで決められるでしょうという事です。</p> <p>皆さん、分かりましたか。言っている本人もちょっと最後に分からなくなって来ましたが、とにかく今日は一旦保留にして、その間に話をってもらうということでどうですか。</p>

芝崎委員	4番、芝崎です。
議長	はい、4番 芝崎委員。
芝崎委員	前回この〇〇氏とこの従業員と漁業の関係者と話をした所で、農地以外には使用しませんと言ったという事やったけれど、そういう話がこの〇〇〇〇に伝わっていないように思うんですが。
事務局	〇〇さんに了承をいただき、コピーをお渡ししています。
堤委員	前回、我々もその内容を書いた紙をここでもらったと思います。私も家に帰ってそれを確かめましたので。〇〇さんもそこに書いているからそれを読んでという事を言っていました。ただ、あれは〇〇さんがサインをしているだけであって、その書面が双方の合意とかそういった内容とは違っていたのでどうかなということで先ほどお話をさせていただきました。農地以外に使用しないという点について、お互いに合意があったかどうかを確認できないという事です。
議長	これはもう一度その話の内容について確認を取ってもらう必要があると思います。同意書の件もありますので、今回はいったん差し戻すという形でどうでしょうか。
事務局	申請の内容についても確認する必要があるかと思います。それから同意書の添付や話し合いの内容の再確認等を行う必要がありますので、次に出て来た時に違う申請内容になっている可能性があると思います。
議長	保留にするのは難しいという事ですか。
事務局	そうですね。次回の申請で内容に変更があった時に今回の申請が浮いた状態になってしまいますので、保留にするよりも改めて申請をやり直してもらう方が形としては良いように思います。
議長	それでは、色々と話し合い、ご意見をいただきましたが、それらを踏まえて新たに申請をやり直してもらおうということで、この議案第55号は却下とし、地元と申請者とで確認を取ってもらい、その上で申請いただければまたこの場で審議をしたいと思います。皆さん、それでよろしいでしょ

<p>議長</p>	<p>うか。</p> <p>(異議無しの声)</p> <p>異議無しの声多数でございます。よって議案第55号は却下ということになりました。</p> <p>続きまして、議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。これに関しましては、〇〇委員さんが当事者に該当しますので、すいませんが退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書に従い説明)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、現地調査報告のほうをよろしくをお願いいたします。</p>
<p>柴田委員</p>	<p>5番 柴田です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、5番 柴田委員。</p>
<p>柴田委員</p>	<p>(現地調査報告)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第56号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>

議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第56号は原案通り承認可決されました。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議長	<p>はい、続けます。議案第57号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。この案件につきましては、〇〇委員、当事者となりますので、すみませんが退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第57号、58号、59号、これは関連しておりますので、一括上程させていただきます。質疑は、いっぺんに受けまして、決議は議案別に執り行いたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは現地調査、現地の状況につきまして、杉本委員から報告をお願いします。</p>
杉本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。色々と事務局からの説明と、現地の状況についてのお話がありましたが、分かりにくい部分等ありましたらご意見、ご質問を受けたいと思います。皆さん、何かございませんか。</p>
小山委員	<p>初めは賃借で契約していたけれど、結局最後は売買になったという事ですね。</p>
議長	<p>早く言えばそういうことです。</p>
小山委員	<p>その途中で〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇に変わったという事ですね。</p>
議長	<p>そうです。それでは、他に何か質疑のある方はございませんか。</p>

	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは、まずは議案第57号からです。議案第57号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第57号は原案通り承認可決されました。</p>
	<p>続きまして、議案第58号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第58号は原案通り承認可決されました。</p>
	<p>続きまして、議案第59号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議無しの声)</p>
	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第59号は原案通り承認可決されました。</p>
	<p>それでは、少々お待ちください。</p>
	<p>(〇〇委員 着席)</p>
議長	<p>はい、続けます。議案第60号古座農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。これは議案書では農用区域と書いてありますが、農用地区域だと思います。それでは事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 現地調査報告をよろしくお願いします。</p>

中村委員	はい、9番 中村です。
議長	はい、9番 中村委員。
中村委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第60号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数でございます。よって議案第60号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第61号申本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願いします。
堤委員	はい、19番 堤です。
議長	はい、19番 堤委員。
堤委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につ

	<p>いて、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>議長 はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第61号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>議長 異議なしの声多数でございます。よって議案第61号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第62号申本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p> <p>事務局 (議案書に従い説明)</p> <p>議長 はい、ありがとうございます。 それでは、現地調査報告をよろしくをお願いします。</p> <p>堤委員 はい、19番堤です。</p> <p>議長 はい、19番堤委員。</p> <p>堤委員 (現地調査報告)</p> <p>議長 はい、ありがとうございます。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>議長 はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第62号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
--	---

議長	<p>異議なしの声多数でございます。よって議案第62号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第63号申本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願いします。</p>
角委員	<p>はい、7番角です。</p>
議長	<p>はい、7番角委員。</p>
角委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第63号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数でございます。よって議案第63号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第64号申本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願いします。</p>

角委員	同じく7番角です。
議長	はい、7番角委員。
角委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第64号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数でございます。よって議案第64号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第65号古座農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願いします。
東地委員	はい、11番東地です。
議長	はい、11番東地委員。
東地委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につ

	いて、質疑のある方はございませんか。
議長	これは、排水のほうはどのようになっていますか。
東地委員	後ろに河川もあるけれども、果たして排水がそこへ行くかどうかは疑問なところなんやけれど、土手よりもこの畑の方が下がった所にあるんでね。今のところは、その梅畑の方へ流れて行きやるような格好ですね。
議長	そしたらまあ、自然浸透というか、そういう形ですね。
東地委員	そうやろうね。側溝も無いんでね。〇〇の川の方が高いんでね。
議長	はい。質疑のある方、ほかにごございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無ければお諮りをいたします。 議案第65号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数でございます。よって議案第65号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第66号串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくをお願いします。
芝崎委員	はい、4番 芝崎です。
議長	はい、4番 芝崎委員。
芝崎委員	(現地調査報告)

議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。</p>
小山委員	<p>ちょっといいですか。</p>
議長	<p>はい、2番 小山委員。</p>
小山委員	<p>これは面積が結構大きいけれども、除外の時にそれは関係ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>実際の転用申請時は、3,000㎡を超えていると県の農業会議から現地調査に来ていただいたりしていますが、除外申請の段階では特に何かするという事はないですね。</p>
小山委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無ければお諮りをいたします。</p> <p>議案第66号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数でございます。よって議案第66号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、次からは協議事項に入ります。議案第67号串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、現地調査報告をよろしくお願いいたします。</p>
堤委員	<p>はい、19番 堤です。</p>
議長	<p>はい、19番 堤委員。</p>
堤委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第67号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数でございます。よって議案第67号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第68号串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願いいたします。</p>
芝崎委員	<p>はい、4番 芝崎です。</p>
議長	<p>はい、4番 芝崎委員。</p>
芝崎委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第68号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数でございます。よって議案第68号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、最後です。議案第69号申本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
中村委員	<p>はい、9番 中村です。</p>
議長	<p>はい、9番 中村委員。</p>
中村委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第69号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声多数でございます。よって議案第69号は原案通り承認可決されました。</p> <p>以上で本日の議案審議及び協議事項について全て終了しました。皆さんご協力ありがとうございました。</p> <p>午後2時35分 定例会終了</p>
----	--